

国労東北自動車支部

責 任 部 長 山 修 宣
編 集 部 長 北 山 宣 教
NO.76
2015.11.30

今月の25日
になっても
会社より何
も言われな

会社に猛省を求め

現在、福島支店で勤務している安保さんは、2年前の平成25年12月1日付で盛岡支店から福島支店に転勤になりました。家族が体調を崩し、本人も転勤以降、大病を患い現在も治療中です。この間、支部として再三にわたり、会社に対し、早急に盛岡支店に帰すよう求めてきましたが、残念ながら2年が経過してしまいました。12月1日エルダー社員にともないようやく帰れると思ったら転勤できず、会社の考えられないような不手際に、強い憤りを覚えます。

エルダー制度とは

平成20年度からJR東日本を定年退職し、再雇用を希望する社員を対象にエルダー制度が始まりました。再雇用までの流れとして自己申告書、個人面談等を通じて会社に再雇用の希望を伝えます。その後、会社より再雇用の出向先と就労条件が提示され、本人が納得すれば、JR東日本(雇用者は仙台支社長)との間で雇用契約を締結します。拒否した場合は、再提示はありません。(但し、本人の体調不良の場合、再提示はある。)

勤務形態は、通常勤務

(フルタイム)と1日当たりの労働時間が短い(ハーフタイム)があり、年休は、フルタイムが20日、ハーフタイムが11日となり定年退職前の年休はそのまま引き継がれます。

驚くべき対応

安保さんは、4月、バス東北会社より、エルダーの就労先と就労条件等が提示され、雇用契約書を締結。その中に「赴任予定日時・平成27年12月1日(火)9:00 赴任先・ジェイアールバス東北株式会社・盛岡支店」と記載されていました。



そのため、本人はじめ周囲もそのまま赴任するものと思っていました。

支部は、地本を通じてバス本社に対し、12月1日、盛岡支店赴任扱いになる旨を伝えました。また、仙台支店に確認したところ「雇用契約書は非常に重要なもので、提示されている通り赴任予定日時・赴任先に行くことになる」ということでした。

しかし、バス東北会社は、要員不足を理由に本人に何も言わず、そのまま福島支店に勤務させようと考えていたようで、制度そのものを理解していなかったようです。これには、仙台支社の皆さんも首をかきげ、啞然としていました。

さらに驚くべきことは、本人のエルダー社員事務手続きにおいて(帰省の代用書など)、今年19日、職場で受け取った事務センターからの書類を見てビックリ。送付期限がなんと13日となっていました。20日勤務、その後は連休に入り、ようやく24日、簡易書留で送ったそうです。事務センターに確認したところ「何とかギリギリ間に合うかな」とのこ

とでしたがバス東北の対応に頭を抱えていました。

不手際を謝罪!

支社からの指導があつたかは定かではありませんが、ようやく重い腰を上げ、26日、福島支店長より「手違いや理解不足があり申し訳なかった。もう少し手伝ってほしい。」と謝罪があり、止む無く福島勤務を承諾。27日、バス本社より、就労箇所の再提示があり、その際も本人に対し、不手際の謝罪があつたということです。

転勤は、荷造りをはじめ様々な準備があり非常に労力を費やします。場合によっては年休を使用することもあります。(引越し準備の年休が無駄になった仲間もいます。)会社は社員に対し、その節目節目で丁寧の説明しなければなりません。社員には、決められたことは守ろうと言いますが、自ら襟を正すことも必要なのではないでしょうか。

私たちは、今後このようなことがないよう会社に対し、猛省を強く求めます。
(尚、安保さんは12月より病氣療養中です。)

以上